

番 号  
年 月 日

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理  
等推進事業）牛せき柱適正管理促進費交付申請書

一般社団法人日本畜産副産物協会  
会長 殿

住 所  
氏 名

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、下  
記のとおり実施したので、牛せき柱適正管理促進費 円を交付され  
たく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領  
第3の4の（1）のエの規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 牛せき柱分別契約を締結した日（履行日）  
年 月 日（ 年 月 日）
- 2 令和5年度適正管理促進費交付対象者かどうか  
対象者 対象者でない
- 3 分割票の枚数 枚
- 4 牛せき柱適正管理促進費の額 円
- 5 牛せき柱の重量 kg  
（分割票1枚当たりの牛せき柱の重量 kg）
- 6 振込先金融機関名 <sup>フリガナ</sup>○○銀行<sup>フリガナ</sup>○○支店 ○○預金  
口座番号○○○○○ 口座名義<sup>フリガナ</sup>○○○○○

## 7 添付資料

- (1) 牛せき柱分別契約書の写し（事業対象者が収集業者等を経由して牛せき柱を含まない畜産残さを飼肥料製造者に供給している場合は、当該収集業者等と締結した牛せき柱分別契約書の写し）
  - (2) 別添1の管理ファイル及びその「牛せき柱を処分した日」の欄ごとに対応する以下の資料
    - ア 枝肉確認票（分割票については、別添3の分割票整理台帳に貼付するものとする。）
    - イ 当該枝肉確認票又は分割票に係る枝肉が交付対象のものであることを証する次のいずれかの資料
      - (ア) 牛せき柱が廃棄物処理法第2条第4項の産業廃棄物に該当する場合にあっては、同法第12条の3第1項の規定に基づき事業対象者が交付する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）であって、同条第3項の規定に基づき牛せき柱の処分（肉骨粉への化製処理又は焼却をいう。以下同じ。）を受託した者が処分を終了した旨を記載し、送付された管理票の写し又は電子マニフェストシステムから提供されたマニフェスト情報一覧
      - (イ) 牛せき柱を分離した者自身が所有する施設において焼却した場合にあっては、別添4の牛せき柱焼却報告書の正本
      - (ウ) 牛せき柱が一般廃棄物（産業廃棄物に該当しないもの）に該当する場合にあっては、廃棄物処理法第6条の2第1項の規定に基づき、牛せき柱を処理した市町村等（市町村、同項の規定に基づき市町村から処理を委託された者及び第7条に規定する一般廃棄物処理業者をいう。以下同じ。）が発行する処理料金の領収書の写し。

ただし、領収書が発行されない場合にあっては、市町村等が発行した焼却証明書（牛せき柱を処分した日の重量が記載又は添付されたもの。ただし、当該報告書が週又は月ごとに発行されている場合は、牛せき柱を処分した日ごとに牛せき柱の重量が記載又は添付されたもの）の正本をもって、市町村等が発行する処理料金の領収書の写しに代えることができるものとする。
- (3) 別添2の牛せき柱適正管理チェックリスト
- (4) 行動規範等（原則として、第1回目の交付申請書に添付するものとする。）
- (5) 令和5年度適正管理促進費交付対象者でない者は、副産物協会が定めた研修要領に基づき実施した研修の報告書
- (6) 別添5の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

注1 記の1の「牛せき柱分別契約を締結した日（履行日）」については、牛せき柱分別契約書に記載された年月日を記入すること。

2 記の2の「令和5年度適正管理促進費交付対象者かどうか」については、該当する個所に丸を付すこと。

- 3 記の3の「分割票の枚数」については、別添1の管理ファイルの「分割票の枚数」の「計」の欄の合計の値を記入すること。
- 4 記の4の「牛せき柱適正管理促進費の額」については、記の3の「分割票の枚数」の欄の枚数に25円を乗じて得られた値を記入すること。
- 5 記の5の「牛せき柱の重量」については、別添1の管理ファイルの「牛せき柱の重量」の欄の合計の値を記入すること。